

官報号外

昭和二十六年六月六日

○第十一回衆議院会議録第四十八号

昭和二十六年六月五日(火曜日)

議事日程 第四十七号

午後一時開議

第一 司法書士法の一部を改正する法律案(本院提出、參議院附付)

第二 植物防除法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第三 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(本院提出、參議院附付)

第四 海洋浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(本院提出、參議院附付)

第五 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第六 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第七 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第八 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第九 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十一 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十二 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十三 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十四 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十五 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十六 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十七 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十八 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第十九 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

第二十 極雷浮流危険除去対策法の一部を改正する法律案(參議院提出)

官報号外

昭和二十六年六月六日

衆議院会議録第四十八号

津軽海峡の機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問

日程第三 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議長(林謹治郎) これより会議を開きます。

各常任委員会、海外問題引揚に関する特別委員会及び公職選挙法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件

行の停止が非常に人心に不安感を與え、昨年の五月、交通公社の計画等によりますと、相当な人が、少なくとも五千人から人が北海道へ旅行したところが東北地方で発生したものが、本年今期においては、わずか二百名ばかり、しかも引続

き旅行計画を立てましても、次から次へとこれが御警算になる状況であるといふことが報道されておるのであります。かようにいたしまして、この機雷浮流危険除去対策に関する緊急質問をこの際許可せられんことを仰みます。

○議長(林謹治郎) 稲永君の動議に御異議ありませんか。

(玉置信一君提出)
〔玉置信一君登壇〕
○議長(林謹治郎) 稲永君の動議に御異議なさりませんか。

(玉置信一君登壇)

〔玉置信一君登壇〕

○議長(林謹治郎) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

(玉置信一君登壇)

○議長(林謹治郎) お尋ねの如きを請題と

いたします。

○議長(林謹治郎) 私は、ただいま議題といたしました津軽海峡の機雷浮流危険除去対策につきまして、政府にお尋ねを

いたします。

○議長(林謹治郎) 私は、この問題につきまして、少し

なりました津軽海峡の機雷浮流危険除

去対策につきまして、政府にお尋ねを

いたします。

昭和二十六年三月三十日
第三回定期開設

御承知のことく、本州と北海道をつなぐ油路の要衝であります津軽海峡

が、少くともこうした機雷の浮流は、

まさに最近機雷が浮流いたしまして、この

ために漁船航路の夜間停止をいたして

おるということであります。しかも、

三日の読売新聞夕刊の報道によつてみましても、この機雷浮流による漁船航

行の停止が非常に人心に不安感を與

え、昨年の五月、交通公社の計画等に

よりますと、相当な人が、少なくとも一

万人から人が北海道へ旅行した

ことですが御警算になる状況であると

いふことが報道されておるのであります。同時にまた、客船ばかりでは

なく、貨物船の運航におきましてもそ

の通りであります。今日北海道に滞留

いたしておる貨物は相当數並に上つて

おります。同時にまた、客船ばかりでは

なく、貨物船の運航におきましてもそ

の通りであります。今日北海道に滞留

いたしておる貨物は相当數並に上つて

おります。従いまして、私は、この際政

府当局が、この機雷浮流に對していか

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

深くつぶ込んだ質問を迷惑いたします

が、少くともこうした機雷の浮流は、

單に津軽海峡のみにあらずして、日本

海全体の問題として危険防除に当らな

ければならぬと想うのであります。

今日、青函連絡船の客船が非常に運賃

——船舶が非常に躊躇であつて、東北

線とか奥羽線から遠ざかるところの旅客

が青森駅に立往生いたしておるとい

ます。従いまして、当局は、この連

絡船の運航を機雷の浮流する前の状

態と比較して、いかなる状態に置かれ

ておりますが、しかしてこれが対策をいが

にとつておるかとしあることも、この機

雷の浮流に対する対策はいかにとられてお

ります。同時にまた、客船ばかりでは

なく、貨物船の運航におきましてもそ

の通りであります。今日北海道に滞留

いたしておる貨物は相当數並に上つて

おります。従いまして、私は、この際政

府当局が、この機雷浮流に對していか

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

なる方法によつて発見いたしたか、ど

なる対策を持つておるか、少なくとも第一

点いたしましては、この機雷の浮

流を見見したのはいつであるか、いか

警戒を意味した報道があるものであります。が、もつとも十万であると私は考へる所であります。かかる危険のものに対する安全感を與えるために、これが根本的な対策について當局の御所見をお伺いしたいのであります。(拍手)

〔田嶋大臣山崎猛君登壇〕
○國務大臣(山崎猛君) ただいまの玉

露君よりの、津軽海峡における浮流機雷に対する危険を憂慮せられてのお尋ねは、おそらくこれは全國民のひとしく不安にならざるところであると考えるのであります。お尋ねについて、まず第一に、津軽海峡の浮流機雷であります。浮流機雷は昨年末から本年四月末ころまでは、主として日本海方面に発見されていたのであります。ところが、本年五月以降に至りまして、津軽海峡に発見されるようになつたのであります。これは海流の変化によるものであります。これは海流に乘つて、さら

に太平洋側にも流れ去るよな傾向

が現に認められておるのであります。

次には、この浮流機雷はワイヤー等によつて海上に懸留してあるものであ

りますが、そのワイヤーが切れ、浮

き上つて流れて来たものであります。

通常は、浮き上れば自動的に安全装置によつて爆発しないようになつておるのであります。が、中には装置不良のものがあつて、爆発することもあるのであります。この危険性については、御

露は水中の船底付近で爆発した場合に

は相当の損傷が與え、沈没するのであ

りますが、この浮き上つた機雷は水面

で爆発いたしますので、爆発が空中に飛散するのであります。一方、触雷場

飛散するとしても、浮き上つたものは損傷が比較的軽微であるのが実情であります。

最後に、海上保安庁として現在と

つておる方法はどういうふうであるかと申しまするに、津軽海峡の海流は、御示知通りに西口から東口に流れています。西口付近に搜査機

査艇五隻を配備いたして現在に努めておつて、発見したるものに対しては、そ

れでただちに処分を講ずることとし、

さらにまた別に海流びんによる海流の調査測定などもやつております。船

のレーダーあるいは監視哨等による

発見の調査等を中心としたとして、職員を現地に派遣して、青函連絡船で

ます。よつて日程は追加せられました。

○議長(林謙治郎) 稲永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治郎) 囂異議なしと認め可いたします。三宅正二君、

〔三宅正二君登壇〕
○三宅正二君 いよ／＼本日をもじま

して第十四回は終了するのであります

が、リクダム声明によつて内政自

主権が委譲せられました限りにおきま

して、われ／＼はボツダム政令その

つておる次第であります。特にまたハ

リコバターによる機雷発見は最も効果

的でありますので、これらの実施実行に

つきましては、関係方面に対し、且下

に對して、限られた施設と人力とをもつて当ることでありますか、人事を盡し

て安全の確保を期したいと、全力を尽す

てこれは当つておる次第であります。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

六年度の予算が、鉄鋼その他的基本資

材をもつて組みました、あの昭和二十

六年度の予算が、鉄鋼その他的基本資

材の値上がりによりまして、計画量の

公共事業を敢行することができず、

米価、電燈料その他のいろいろの物価

の高騰と、生活費の高騰によつて

額を提出いたします。すなわち、三宅

正二君提出、臨時国会召集に関する緊

急請問をこの際許可せられることを望

みます。

○議長(林謙治郎) 稲永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林謙治郎) 囂異議なしと認め可いたします。三宅正二君、

〔三宅正二君登壇〕
○三宅正二君 いよ／＼本日をもじま

して第十四回は終了するのであります

が、リクダム声明によつて内政自

主権が委譲せられました限りにおきま

して、われ／＼はボツダム政令その

の高騰と、生活費の高騰によつて、政

府においてもその責任を負わること

と想うのであります。この際、その

予算措置等をどうなさるか、どうして

おりますバタク・ペイについては、政

府においてもその責任を負わること

と想うのであります。この際、その

予算措置等をどうなさるか、どうして

おこなはれかとどうかという

提用をなされなければならぬことは申

すまでもないところであります。私

は、その意味におきまして、政府に對

しまして、臨時国会をいつこ開かれ

るのかということを第一に承りたいの

であります。しかして第二には、臨時

国会に出されることを予定しておられ

ますところの経済諸法規の改廃の問題

について、おもなるものとしてはいか

なる法律を予定しておるかを承りたい

と存するのであります。さるに第三の

問題といつても、政府が公約いたしました問題並びに国會が譲渡いた

しました問題をもつて、これの予

算化を当然の義務として伴つております。

ふやすことをもつて、私どもは反対をいたしたのであるけれども、国会を通過いたしたのであります。これは

事務局の一・二人平均の書記を二人に

付けて、それ／＼はボツダム政令その

の高騰と、生活費の高騰によつて、政

府においてもその責任を負わること

と想うのであります。この際、その

予算措置等をどうなさるか、どうして

おこなはれかとどうかという

問題をいたしました問題並びに国會が譲渡いたしたのであります。これは

当然、農業委員会法が施行されると同

時に、その書記につきまして、予

算化を当然の義務として伴つております。

二人の予定でございましたものを二人と

して予算を組まなければならぬので

あります。これらは、これらの点につきまして、これらは、これらの点につきまして、予

算措置をどうなさるかということを農

業委員会が承りたいのであります。

さらに、大蔵大臣に対しましては、人

事院は地域幹に關しましては、改訂

を出しておるのでありますが、それの

平賃化の問題について、既に法律を

国会に提出しなかつたのであります。私どもは、この法律が国会に出なかつた問題については、もとよりいろいろの理由があつたことを承知しておるのであるけれども、政府もこれに同意しておるのでありますから、補正予算をもつてこの地域給の報告に応ぜられることが当然であります。何月からこれが拂われるつもりであるかといふことについて、大蔵大臣に承りたいのであります。しかして、一昨日の議場におきまして、退職金及び退職積立金に対する所得税を減免すべき議案を、本院は満場一致をもつて通過いたしましたが、来支臨時国会において、政府が所得税法の改正をやりまして、この問題を実現する意図があるかどうかといふことを、私は承りたいと存するのであります。(拍手)

さらに開和二十六年度予算に計上されておりまする公共事業費の分量についておきましては、私どもはその少いことを指摘いたしておるのであります。少くとも自由党内閣いたしまして、事業の分量につきましては、大額に事業分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自らの予算算定の上昇によりまして、予算の補正をしなければ、これは大幅に事業分量を減らさなければならないのです。少くとも自由党内閣といふことは、當然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさないならば、当然地方の財政負担もさへて来るのであります。そこでこの地域給の報告に応ぜられるのが、大蔵大臣に承りたいと存するのでありますから、補正予算をもつてこの地域給の報告に応ぜられることが、当然であります。何月からこれが拂われるつもりであるかといふことについて、大蔵大臣に承りたいのであります。しかして、一昨日の議場におきまして、退職金及び退職積立金に対する所得税を減免すべき議案を、本院は満場一致をもつて通過いたしましたが、来支臨時国会において、政府が所得税法の改正をやりまして、この問題を実現する意図があるかどうかといふことを、私は承りたいと存するのであります。(拍手)

さらに開和二十六年度予算に計上されておりまする公共事業費の分量についておきましては、私どもはその少いことを指摘いたしておるのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

同時に、その分量を減らさないといふ点についての政府の諮詢を願たいと存するのであります。しかして、事業の分量を減らさなければならぬのであります。少くとも自由党内閣といふことは、当然のことながら、予算用紙の組みかえをやると

第三十三條 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、児童生産事業その他の防除に関する事務に従事させるたゞ、防除定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前條第三項の規定を適用する。

(防除に必要な薬剤及び器具の整備)

第三十四條 都道府県は、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除の用に供するため、病害虫防除所に防除に必要な薬剤及び器具を、該所で定める区域ごとに防除に必要な器具を整備するものとする。

2 前項の場合には、第三十二條第三項の規定を適用する。

(監査及び補助)

第三十五條 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、病害虫防除員又は前條第一項の規定による整備に係る業者しくは器具に関する必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 田舎、子京の範囲内において、該道府県知事に対し、第三十三條第一項の規定による防除員その他生産事業者に從事する都道府県の職員を除く。)

に付する料金並びに同様第三項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の一分の一の補助金を交付することができる。

第三十一条の次に次の二章を加える。

第五章 指定有害動植物の防除

(指定有害動植物及び発生予察事務)

第三十二条 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を與える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林大臣が指定するものをいう。

2 この章及び次章で「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で經濟的なものにするため、有害動物又は有害植物の組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」といふ)を調査して、農作物についての有効動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいふ。

(国の発生予察事業)

第三十三条 農林大臣は、指定有害動植物について、発生予察事業を行つものとする。

に付する料金並びに同様第三項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の一分の一の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けた者は、都道府県に付する料金並びに同様第三項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の三分の一の補助金を交付することができる。

3 国は、前項の規定により都道府県が協力するに要する経費(職員に要する経費を除く)を負担する。

3 國は、前項の規定により都道府

県が協力するに要する経費(職員に要する経費を除く)を負担する。

3 國は、前項の規定により都道府

計画を定め、又は変更したときは、すみやかに、農林大臣に提出し、して、その承認を受けなければならない。但し、その防除計画によらぬについては、前項の規定により國が負担することとなる経費の額額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、し

4 農林大臣は、第二項の計画を定めることについては、前項の規定により國が負担することとなる経費の額額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、しなければならない。

4 農林大臣は、前項の計画を定めることについては、前項の規定によらぬ防除計画が急を要するときは、報告をもつて足りるものとする。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、盡善なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、盡善なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

2 この章及び次章で「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で經濟的なものにするため、有害動物又は有害植物の組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」といふ)を調査して、農作物についての有効動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいふ。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)

第三十四条 國は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」といふ)に基づき防除を行つたものに対する大綱を定め、これを関係都道府県知事に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基いて、前條第五項の告示に係る防除計画に基き防除を行つたものに對し、子京の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ)及び噴霧機、散粉機、撒播機その他の防除に必要な器具(以下「防除用器具」といふ。)の購入に要した費用の三分の一以内の補助金を交付することができる。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基いて、前條第五項の告示に係る防除計画に基き防除を行つたものに對し、子京の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ)及び噴霧機、散粉機、撒播機その他の防除に必要な器具(以下「防除用器具」といふ。)の購入に要した費用の三分の一以内の補助金を

3 前項の防除計画には、防除を行つものとする。

2 前項の補助金の交付を受けた者は、都道府県に付する料金並びに同様第三項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の三分の一の補助金を交付することができる。

3 農林大臣は、前項の計画を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

3 農林大臣は、前項の計画を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

四、前項の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をしたと
き。

3、過誤すべき補助金は、地方公共
団体が返還するものを除いて、國
税滞納処分の例によつて徴収する
ことができる。但し、先取特權の
権利は、国税及び地方税に次ぐも
のとする。

(報酬の請求等及び防除用器具の
無償貸付)

第二十七條 田は、指定有害動植物
の防除のため特に必要があるとき
は、地方公共団体、農業者又はその
組織する団体であつて、第二十四
條第二項の旨に係る防除計画に
基づき防除を行おうとするものに對
し、防除に必要な薬剤を譲り渡し、
若しくは時価より低い料金で譲渡
し、又は防除用器具を無償で貸し
付けることができる。

2、前項の規定による譲り渡し、譲渡及
び貸付に際し必要な事項は、農林
大臣が定める。

3、農林大臣は、前項の場合には、
大蔵大臣と協議しなければならな
い。

4、農林大臣は、第一項の規定によ
る譲り渡し及び貸付の目的に供
するため、常にこれに必要な梁
改訂する。

初及び防除用器具の整備に努めな
ければならない。

(風説の禁止)

第二十八條 何人も、自己又は他人
のために財産上の不当の利益を圖
る目的をもつて、農作物について
の指定有害動植物のまん延による
広範囲の損害の発生に關し、風説
を流布してはならない。

附 則

(施行期日)

1、この法律施行の期日は、政令で
定める。但し、その期日は、この
法律の施行に要する費用で田の負
担に係るもののが計上された予算が
成立した後でなければならぬ。

(家畜伝染病予防法の改正)

2、家畜伝染病予防法（昭和二十六
年法律第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

「農林省防疫所」を「農
林省防疫所」に改め
(物品の無償貸付及び譲り渡し等に關
する法律の改正)

3、物品の無償貸付及び譲り渡し等に關
する法律（昭和二十二年法律第
百二十九号）の一部を次のように
改正する。

第一條第六号の二中「地方公共
團体と、植物防疫法第二十七条の
規定によりする場合を除き、地方

公共団体」に改める。
(農林省設置法の改正)

4、農林省設置法（昭和二十四年法
律第百五十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四條第二十四号の二の次に次
の二号を加える。

二十四の三、動植物の病害害虫
等の防除に關し、都道府県及
び防除を行ふ者に対し補助金
を交付すること。

第十三條及び第二十七條（見出
しを含む。）中「動植物検疫所」を
「農林省防疫所」に改める。

第二十七條第一項第二号を第四
号として、以下順次二号ずつ繰り下
げ、第一号の次に次の二号を加え
る。

第二十七條第一項第二号を第四
号として、以下順次二号ずつ繰り下
げ、第一号の次に次の二号を加え
る。

二、植物防疫法（昭和二十五年
法律第一号）第二十三
条の規定による発生予察事業
の実施

植物防疫法の一部を改正する法律案
(參議院提出) に関する報告書

〔本号の附録に掲載〕

○議長三郎君登壇 大いに議題となりま
した、參議院提出、植物防疫法の一部
を改正する法律案に關しまして、農林
委員会におきます審議の経過並びに
結果の大要を御報告いたします。

第四は、発生予察事業、農業の備
蓄、器具の備えつけ等に當らしめた
め、現在の動植物検疫所を拡充いたし
まして、都道府県に農林省防疫所を
設置する。

第五は、都道府県は、国の防除事業
に即応いたしまして、必要な箇所に病
害防除所を設置する。

第六は、この病害防除所は、管内
として植物防疫法のありますこと
は御承知のことと存じますが、本法
は、おもに検疫業務と特殊病害虫の防
除に重点が置かれておりまして、終戦
後特に頻発いたしております一般病害
虫の防除のもとには、はなはだ不十分
な現況を示しておるのであります。こ
の欠陥を是正しようというのか、この
改正案提出のねらいところと相なつて
おるのであります。

以下、簡単にその内容を述べます。

と、第一は、農林大臣は、広範囲にわ
たつて激甚な発生をして、農作物に重
大な損害を與えるおそれのある病害虫
を指定して、これを指定病害虫とす
る。

第二は、この指定病害虫の農業発生
に備えまして、田は農業を備蓄し、防
除器具を備えつける。しかして、この
病害虫を與えるおそれのある病害虫
を指定して、これを指定病害虫とす
る。

第三は、國は病害虫の発生予察事業
を行ふ、都道府県はこれに協力する。

第四は、発生予察事業、農業の備
蓄、器具の備えつけ等に當らしめた
め、現在の動植物検疫所を拡充いたし
まして、都道府県に農林省防疫所を
設置する。

第五は、都道府県は、国の防除事業
に即応いたしまして、必要な箇所に病
害防除所を設置する。

第六は、この病害防除所は、管内

として植物防疫法のありますこと
は御承知のことと存じますが、本法
は、おもに検疫業務と特殊病害虫の防
除に重点が置かれておりまして、終戦
後特に頻発いたしておられます一般病害
虫の防除負担を減らす。

第八条 国は診療所及び薬局の店頭に、
並びに、して補助金を交付する。

以上が大体の様子であります。本
法案は、会期も迫つた日、ようやく、
提案されました。案件の重要性

にかんがみ、同日前、午後二時半にわたり
に懇意な討議を行ひ、引取る昨日審議
を行つたのであります。時間の關係
上、併則は会議終了時にわざといたし

ます。が、たゞ本改正法案の施行上最も
重要と思われる議題の点に關して、多
くの委員より質疑が行なれ、これに対

抗委員より、叶葉の意見は終つてい
ないが、臨時国会において追加計上
することにして財政当局との間に
大体の了解はとておるとの答弁があ
りました。どうぞ加えておきます。

質疑終了後、討論を終了して採決し
たしましたところ、本案は賛成をも
つてこれを可決すべきものと審決した
次第であります。

本案は委員長報告の通り次するに御承
認の上せん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議題(本議院)採決いたしました。

○議題(本議院)採決いたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議題(本議院)採決いたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第三條 薬師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改
正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○議題(本議院) 日程第三、医師

法、歯科医師法及び薬事法の一部を改
正する法律案を議題といたします。委

員長の報告を求めます。厚生委員長松
永伸吉君。

医師法、歯科医師法及び薬事法の
一部を改正する法律案

医師法、歯科医師法及び薬事法の
一部を改正する法律案

医師法、歯科医師法及び薬事法の
一部を改正する法律案

第一條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第五條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第六條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第七條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第八條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第九條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十一條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十二條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十三條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十四條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十五條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十六條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十七條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十八條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第十九條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十一條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十二條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十三條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十四條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十五条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十六条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十七条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十八条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第二十九條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十一条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十二条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十三条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十四条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十五条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十六条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十七条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十八条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第三十九條 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十一条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十二条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十三条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十四条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

第四十五条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のようによ
り改正する。

各當任委員会、海外同胞引揚に関する事務

内治安に於ける件、内治安に関する件

二、市座に於ける件
三、森林に於ける件
四、林業に於ける件

する特別委員会及び公職選舉法改正に関する調査特別委員会における閉会中審査の件

五、鐵道公安職員の職務に関する法律改正に関する件、外務委員会において

一、國際經濟に於ける件
二、講和會議に関する件
三、國債情勢に於ける件

○開業(林業)お詫びいたしま

す。各當任委員会、海外同胞引揚に関する

特別委員会及び公職選舉法改正に

関する調査特別委員会において閉会中

審査をいたしたいとの申出がありますか

ら、その申出事項を参考をして朗説せ

します。

〔参考用語〕

内閣委員会において

一、和根川開發法案(參議院提出、參議院第七号)

二、北上川開發法案(參議院提出、參議院第一六二号)

三、鹿児島水力電氣事業設置法案(參議院提出、參議院第一五九号)

四、行政機構に関する件

人事委員会において

一、公務員の勤務地手当の支給地城

に関する件

二、警察及び消防に関する件

地方行政委員会において

一、地方自治並びに財政に関する件

二、警務委員会において

一、ハイアライ競技法案(土倉宗明君外一名提出、參法第七〇号)

二、医療制度に関する件

三、公衆衛生、社会保険、婦人、児童保護、遺族等の援助に関する件

九号)

一、破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

三、裁判所係属制法案(田崎好文君外四名提出、參法第四七号)

- 農林委員会において
一、食糧及び肥料に関する件
- 外務委員会において
一、國際經濟に於ける件
二、講和會議に関する件
三、國債情勢に於ける件
- 大藏委員会において
一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏桐源三郎君外四十七名提出、參法第三号)
- 二、納稅及び徴稅狀況に関する件
- 三、金融狀況に関する件
- 文部委員会において
一、公立大學管理法案(内閣提出第八二号)
- 二、國立大學管理法案(内閣提出第八三号)
- 三、國立大學管理法及び公立大學管理法の施行に関する法律案(内閣提出第八四号)
- 四、中小企業の金融狀況並びに中小企業等協同組合に関する件
- 五、金銅業採石業、鐵鋼業、織維業、化學工業、機械工業その他一般工業に関する件
- 建設委員会において
一、鐵道中央政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案(坪内八郎君外十二名提出、參法第五六号)
- 理法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出第八四二号)
- 六、陸運輸に國鐵の經營に関する件
- 三、船舶港湾に関する件
- 四、觀光に関する件
- 五、空運事業に関する件
- 郵政委員会において
一、郵政事業並びにその監察制度に関する件
- 二、郵便運送委員会において
一、海外同胞引揚に於ける特別委員会において
一、公職選舉法改正に関する調査の件
- 出席國務大臣
- 農林大臣 廣川 弘禪君
- 運輸大臣 山崎 錠君
- 厚生大臣臨時代理 国務大臣 保利 茂君
- 内閣官房長官 國崎 勝男君
- 厚生省医務局長 東 龍太郎君
- 内閣官房長官 國崎 勝次君

いて閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○開業(林業) ただし朗説いたしました。よつてさう決定いたしました。

諸君、第十四国会は本日をもつて終了いたしました。

任期国会は、会期中に地方選舉が行わね、ために会期延長も三たびに及ぼされ、五年の伸張に寄與するところ大なるものがつたのであります。国民の最も希望する議和が近く具現化せんとする際に、日本自立の基礎を整備強化するため、よく今国会の使命を果し得ましたことは、まことに御同感いたえません。諸君連日の御努力に対し深く感謝の意を表する次第であります。(拍手)

これにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

參議院会議録第四十三号中正誤						
貢段行 誤 正						
公三末二 附則第四項 附則第六						
一	二	三	四	五	六	七
八	九	十	十一	十二	十三	十四

參議院会議録第四十四号中正誤

貢段行	誤	正
公三	外關係法案	外關係法律
名一	自分が	身分が
三	軍需品	開争に
六	末のに反対の	は反対の
一六	または	また

定価一部六円五十銭
送料実費免行所
東京都新宿区市谷本村町
電話九段五三一官課
振替東京一九〇〇